

改正後

提出用

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）①

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）②	△を付けないで書いてください。 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)③	△を付けないで書いてください。
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)④	△を付けないで書いてください。
(③+④)⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）⑥	△を付けないで書いてください。
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）⑦	△を付けないで書いてください。
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）⑧	
事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）(収支内訳書（一般用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の㉔(収支内訳書（一般用）)の㉕の金額) + ⑨$	⑩ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の㉔(収支内訳書（一般用）)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。
事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）(収支内訳書（農業所得用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の㉔(収支内訳書（農業所得用）)の㉕の金額) + ⑪$	⑫ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の㉔(収支内訳書（農業所得用）)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。
不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）(収支内訳書（不動産所得用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の㉔(収支内訳書（不動産所得用）)の㉕の金額) + ⑬$	⑭ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の㉔(収支内訳書（不動産所得用）)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。
山林所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮ 組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る山林所得収支内訳書の㉔(山林所得収支内訳書(課税事業者用)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑮の金額を上段に転記してください。$	⑯

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

改正前

提出用

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成____年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）①

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）②	△を付けないで書いてください。 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)③	△を付けないで書いてください。
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)④	△を付けないで書いてください。
(③+④)⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）⑥	△を付けないで書いてください。
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）⑦	△を付けないで書いてください。
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）⑧	
事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）(収支内訳書（一般用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の㉔(収支内訳書（一般用）)の㉕の金額) + ⑨$	⑩ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の㉔(収支内訳書（一般用）)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。
事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）(収支内訳書（農業所得用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の㉔(収支内訳書（農業所得用）)の㉕の金額) + ⑪$	⑫ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の㉔(収支内訳書（農業所得用）)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。
不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）(収支内訳書（不動産所得用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の㉔(収支内訳書（不動産所得用）)の㉕の金額) + ⑬$	⑭ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の㉔(収支内訳書（不動産所得用）)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。
山林所得に係る必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮ 組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
$(組合事業に係る山林所得収支内訳書の㉔(山林所得収支内訳書(課税事業者用)は㉕の金額を（ ）で囲むとともに、⑮の金額を上段に転記してください。$	⑯

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署（所得税担当）におたずねください。

事務提要新旧対照表（様式編）：法令解釈通達）

36